

佐野市

地域生活支援拠点等体制の概要

○佐野市の概況

- 人 口（令和6年9月現在）
113,248人

- 障害者手帳交付状況
（令和6年4月1日現在）

身体障害者手帳所持数	3,545人
療育手帳所持数	1,184人
精神保健福祉手帳所持数	1,283人



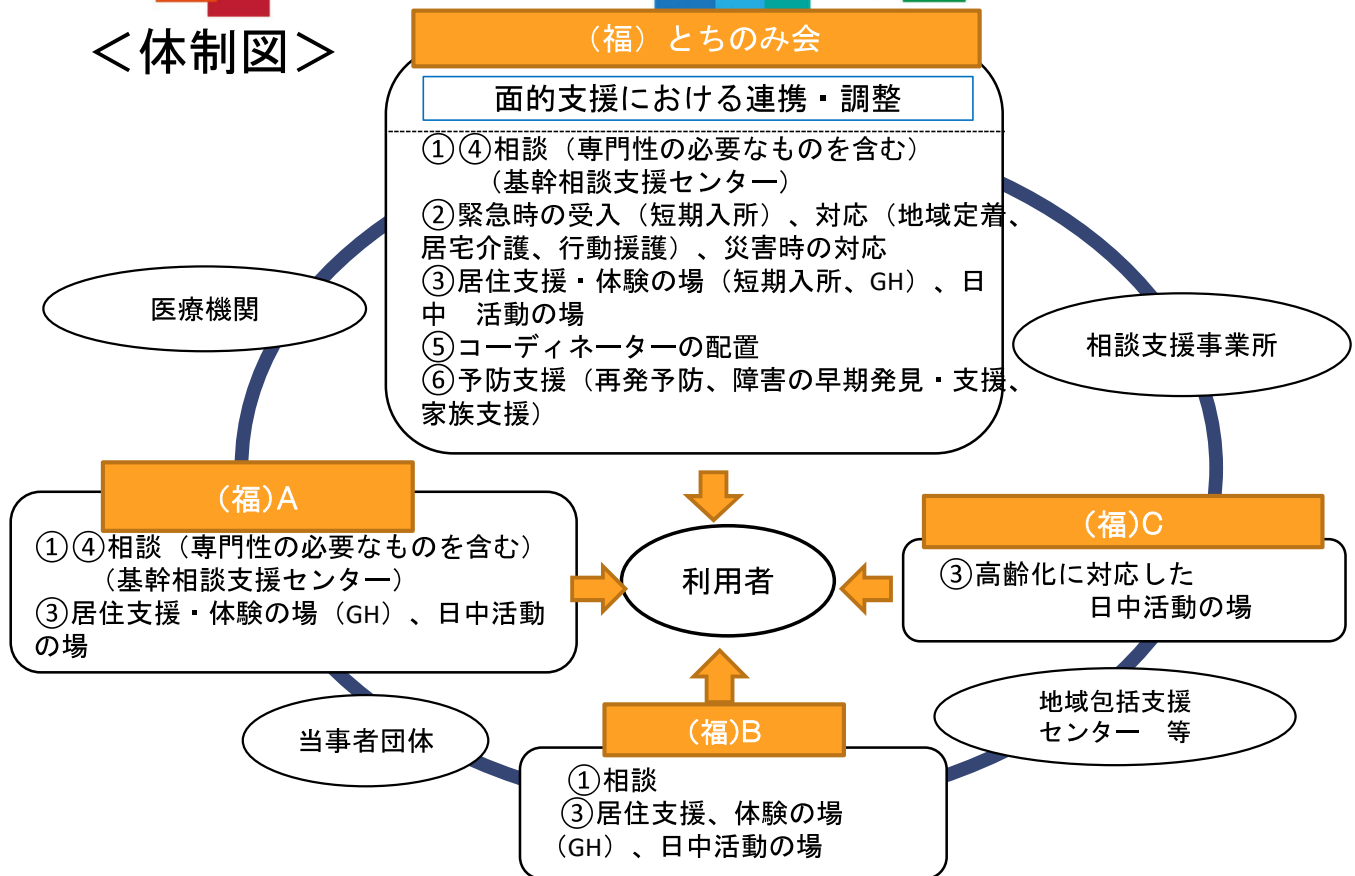
○佐野市の福祉サービス事業所数（令和6年9月1日現在）

居宅介護	15	児童発達支援	17
短期入所	7	放課後等デイサービス	25
生活介護	6	保育所等訪問支援	3
施設入所支援	1	障害児短期入所	0
自立生活援助	0	一般相談支援	3
共同生活援助	13	障害児相談支援	9
自立訓練（機能訓練）	0	特定相談支援	11
自立訓練（生活訓練）	0		
就労移行支援	3		
就労継続支援（A型）	8		
就労継続支援（B型）	17		
就労定着支援	2		

○拠点等の体制概要

- ・ 設置時期：平成29年4月1日
- ・ 整備類型：多機能拠点＋面的整備
- ・ 委託法人等：社会福祉法人とちのみ会
- ・ 備えている機能
 - ①相談
 - ②緊急時の受入れ・対応
 - ③体験の機会・場
 - ④人材の確保・養成
 - ⑤地域の体制づくり
 - ⑥予防支援

<体制図>



<相談・コーディネート窓口>

・相談

平日日中 担当相談支援専門員

障がい者相談支援センターみどり

夜間休日 障がい者相談支援センターみどり

1名体制（相談支援専門員1名）

・コーディネート機能

障がい者相談支援センターみどり



※コーディネート機能の詳細

- ・ 障がい者相談支援センターみどり
（24時間365日対応）
相談支援専門員が携帯電話を持ち、夜間にも対応。
- ・ 相談記録の作成
相談の聞き取りシートを作成する。
- ・ 必要があれば支援方法を検討し、対応する。
短期入所 居宅介護 駆けつけ対応



<緊急時受入れの内容>

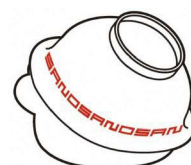
○対象者：介護者が病気等のやむを得ない理由により急に介護できなくなった方

※原則として事前登録制

○受入れ事業所：短期入所を行う2事業所

○実施方法：短期入所を利用しての実施

○利用期間：原則として1週間以内





<重点を置いていること>

○相談支援体制の整備

24時間365日の相談の確保

○緊急時対応の整備

受入体制の確保

短期入所満床時の受入方法

緊急支援対象者の抽出



★ 実績 （令和6年3月31日現在）

<登録者の状況>

（登録者） 75名

（内 訳）

性 別： 男性45名 女性30名

障がい： 知的52名 身体3名 重複20名

※平成29年度は登録者16名。

今後、サービスに繋がっていないケースについては、本人及び家族の状況を確認し、必要に応じて登録を勧める予定。



★ 対応状況 （令和5年度）

対応延べ総数 7件

(内 訳)

性別：男性5件 女性2件

障がい：知的6件 重複1件

登録有無：登録有3件 登録無4件

対応経路は佐野市障がい福祉課や近隣住民（民生委員）、事業所、警察など様々。

取り組んでいること①（令和5年度）

○緊急時の受入れ・対応及び

人材の確保・養成のための取り組み

- ・人材養成・受け入れ態勢の強化を目的に、「栃木県障害施設・事業協会」「栃木県障害者総合相談所」の実施する強度行動障害支援者養成研修への計画的な参加。
- ・上記研修へ講師として職員の派遣。

※とちのみ会研修修了者

基礎研修修了者 44名

実践研修修了者 45名





取り組んでいること②（令和5年度）

（周知・啓発）

- ・ 毎年、「佐野市民生委員・児童委員協議会総会」で佐野市安心生活支援事業について説明と紹介を実施。

（関係機関との連携）

- ・ 「障がい者相談支援センターみどり」・「相談支援事業所さの」2カ所の基幹相談支援センターで相談・対応を実施。

（関係者の研修）

- ・ 推進委員会を設置し、各機能における事例検討や振り返りを実施。



<課題及び今後の方針>

・ 面的整備の充実

他法人、他事業所と定期的な情報交換の場を設ける。

・ 拠点事業の更なる周知の徹底

市民、他事業所、医療機関（総合病院、精神科、開業医）への更なる周知及び連携の機会を増やす。

・ 地域資源の充実

行動障がいの方、医療的ケアを必要とする方の受け入れ先の確保のため、人材育成・確保に努めるとともに、多機関や他事業とのさらなる連携を進めて行く。



その他関連する取組・参考資料

フロム浅沼 リーフレット 表

こんな時...

ひとりでどこかに行ってしまう人さん、ひとり親のお母さんが突然入院になってしまった。こんな時...

こんな時、どこを誰にいいの...?

障がいのある子を持つ私も高齢になってきて心配...!?

アパート暮らししてみたいなあ...

私がいなくなったら、障がいのあるこの子は、どうなるだろう?

▶ こんな時は、相談内容に応じて訪問して、状況確認し、関係機関につなげます。

登録について

緊急時等の相談や対応を円滑に行うために登録が必要となります。佐野市にお住まいの障がいのある方が対象です。

**拠点事業についての
お問合せ**

フロム浅沼地域生活支援拠点事業所

tel:0283-24-5759
fax:0283-24-5333

佐野市障がい福祉課

tel:0283-20-3025

この街で安心して暮らすために

地域生活支援拠点事業

とちのみ会

フロム浅沼 リーフレット 裏

